

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

『3-1の視点』

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の経営及び管理に関しては、学校法人花園学園寄附行為（以下寄附行為という）、学校法人花園学園寄附行為施行規則（以下寄附行為施行規則といふ）及びそれに基づく関連規程等により行っている。

寄附行為では、第3条に「この法人は、仏教の教義並びに禅精神に基づき教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。この法人の管理運営は私立学校法及びこの寄附行為の定めるところによる。」と明確に定めている。

この他、教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守し、私立大学としての建学の精神を基本に、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規程を整備している。

3-1-② 使命・目的実現への継続的努力

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関としての理事会、理事会の議案策定、法人業務全般の執行計画及び資金調達・運用に関する基本方針等の協議機関である常任理事会、理事会の諮問機関である評議員会を毎年度定期的に開催し、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力を継続している。（3-2 理事会の機能の項参照）

この他、大学では学長の下に副学長、文学部長、社会福祉学部長、事務局長、教務部長、学生部長、総務部長の計8名で大学執行部を編成し、毎週月・木曜日の2回定例会議である執行部会を開催し、管理運営上の重要問題について意思統一・協議・執行している。

また、事務職員は、各部署の代表が毎週木曜日に定例会議を開催し、管理運営上の諸問題について情報交換・意思統一・協議をしている。ここには執行部会に出席する事務局長、総務部長も出席するため、教学部門と事務部門が情報を共有する場としている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為及び学則等の基本となる規程・規則の目的に掲載の通り、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令の遵守はもとより、関係法令が改正された際

は速やかに対応している。

すべての教職員は、花園大学就業規則（以下就業規則という）、事務分掌規程をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行することとし、その業務の遂行にあたっては法令遵守を義務づけている。

就業規則は、第1条に「この規則は、花園大学（以下「大学」という。）の職員の服務規律、待遇に関する基準その他就業に関する事項を定めることを目的とする」、第1条の2に「この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる」、第3条に「職員は、この規則及びこれに附属する諸規程を守り、学長その他の上司の職務上の命令に忠実に従って大学の秩序を維持するとともに、建学の精神を遵守し互いに協力してその職務を遂行しなければならない」と定めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全は、省エネルギーを取り組んでいる。まず平成19（2007）年度から、クールビズ・ウォームビスを徹底し、冷暖房の適正温度の厳守（夏季28℃、冬期20℃）、軽装・重ね着の推奨を行い、さらに平成24（2012）年度から順次空調機器を省エネルギー機種に取り替えている。また、消灯の推奨、余剰な蛍光灯の抜き取り、電球のLED化を行い、また平成21（2009）年度には文部科学省のエコキャンパス事業を活用し、校舎屋上での太陽光発電を導入すると同時に、教室内照明機器を省エネルギー機種に取り替えた。教職員には、月単位でエネルギーの使用量を開示し、前年比、削減量の森林換算を示している。

また、学内には植物を多く配置し、桜、アジサイ、蓮、ツツジ、紅葉、椿等様々な緑を楽しめるよう配慮している。また、校舎間にはウッドデッキやベンチを配置し、校舎内にもフリースペースを多く取り入れ、街中の限られたキャンパスを少しでも明るく広く感じられるよう工夫している。

設備面以外では、教職員のマイカー通勤を禁止し公共交通機関の利用を促し、エネルギー消費の抑制、交通量抑制に努めている。また、ゴミの分別収集、印刷量抑制による紙消費の削減に取り組んでいる。

人権については、必要な規程を整備しており本学構成員としての責任ある行動を促している。

また本学には、建学の精神に則り、人権問題に関する研究・調査及び資料の収集等を通じて、本学における人権意識の啓発と人権教育の推進に寄与することを目的とする人権教育研究センターを開設している。ここでは教員・職員双方が人権に係る事項を啓発し、日々研究も行っている。

安全への配慮については、花園大学防火管理規程を制定し、火災等の災害時の危機管理体制を整備するとともに、所管消防署とも連携の上、定期的に防火訓練を実施して教職員及び学生等の安全確保に努めている。また、先の東日本大震災後は、定期的に地震に対する訓練も実施している。また、学内には防災ヘルメット、無線機等災害時に必要とされる防災備品を備え、訓練の際にはこれらの備品を実際に使用し行っている。

この他、警備員・守衛による24時間体制の管理と、24台の防犯カメラの設置により、学内の安全と事故防止に対応している。

衛生面では、花園大学衛生委員会規程に基づき、衛生委員会にて新型インフルエンザ、

麻しん等の感染予防活動を実施するとともに、大学内に設置する心理カウンセリングセンターとも連携しながら、学生及び教職員のメンタルヘルスを含む包括的な健康管理を行っている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則の一部改正を受け、平成23(2011)年4月1日から施行された「教育情報の公表」に係る項目について、ホームページに公開している。ホームページでは大学案内の項に「大学概要(教育情報の公開について)」と題した専用のページを設け、分かりやすいよう工夫している。

財務情報は、上記のホームページから閲覧でき、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書を掲載している。また、学校法人花園学園書類閲覧取扱要領に基づき、本学敷地内にある花園学園法人本部事務局でも閲覧できる。この他、広く社会一般に大学情報を公開することを目的とした刊行物「Introduction to Hanazono Univ.」を発行し、来校者、企業等に配布している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

学校法人の社会的使命を果たすため、経営の規律と誠実性には適切に対応してきた。今後も社会的要請に対し敏感に情報を収集し、建学の精神を基盤に時代に即し、本学に求められているものは何か、すべきことは何かを検証していく。

教育情報の公表は、大学としての社会的責務を果たすと同時に、建学の精神を基盤に本学に求めるものは何か、できることは何かを広く一般社会に問うことでもある。学校教育法に定められた項目に限らず、さらに広く情報を公表できるよう今後も努力していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の役員は寄附行為に基づき、理事21名以上23名以内、監事2名としている。内訳は次の通りである。

1号理事：妙心寺派宗務総長、妙心寺派総務部長、妙心寺派教学部長、妙心寺派財務部長

2号理事：法人本部事務局長

3号理事：花園大学学長、花園大学事務局長

4号理事：花園大学副学長、花園大学文学部長、花園大学社会福祉学部長、花園大学教務部長

5号理事：花園高等学校校長、花園高等学校副校長、花園高等学校事務長

6号理事：花園中学校校長、花園中学校副校長、花園中学校事務長

7号理事：洛西花園幼稚園園長

8号理事：評議員の中で、寄附行為第19条の4号評議員である妙心寺派宗議会議員及び妙心寺派宗務所長の中から各々2名、5号評議員として花園大学、花園高等学校及び洛西花園幼稚園の教職員（理事であるものを除く）の中から3名、6号評議員として花園大学（前身学校を含む。）及び花園高等学校（前身学校を含む。）を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から5名以上7名以内の評議員となる4号から6号評議員12名以上14名以内のうちから評議員会において選任した者1名

9号理事：この法人に關係のある学識経験者2名以上4名以内

法人の最高意思決定機関としての理事会は年3回（5月、11月、3月）、予算、補正予算、決算時の開催を原則とし、その他必要に応じ臨時に開催している。

評議員会も同日を開催し、理事会での審議事項について意見を聞いている。

この他、日常の管理運用を大きく担う責務として、寄附行為第7条及び寄附行為施行規則第6条により、常任理事会の制度を有している。常任理事は、妙心寺派財務部長、妙心寺派教学部長、学校法人花園学園事務局長、花園大学学長、花園大学事務局長、花園中学高等学校長をあて、ここに理事長を含めた計7名。最低月1回の常任理事会を開催し、学園設置校の重要課題や、理事会、評議員会からの付託事項等について、検討・進捗状況確認等を行う。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

理事は、本学建学の精神に大きく關係する妙心寺派の役職者、設置学校関係者、学識経験者で構成しており、大学をとりまく厳しい環境の中、多様な意見を取り入れることができる。また、常任理事会を毎月開催して、間断のない学園、大学運営を展開している。一方、「花園学園改革推進委員会」を法人として設置する等、理事以外の多方面の教示を得るようにしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育研究に関する意思決定は、学則、花園大学大学院学則（以下大学院学則という）及び各教授会規程、大学院委員会規程に基づき、教授会及び大学院委員会により行う。教授会は、8月を除き、最低月1回以上開催する。

教授会の構成員は、教授、准教授、専任講師である。文学部、社会福祉学部合同の大学全体で行う教授会を連合教授会、学部毎に行う教授会をそれぞれ文学部教授会、社会福祉学部教授会と称する。

本学は専任教員の合計人数が数十名と少ないことから、大学全体で行う教授会を連合教授会での開催形態で取ることがほとんどである。

教授会には、各種委員会（1-3-④の項 表1-3-4 参照）で協議を経た事項、執行部会で精査した事項等を提案し、審議または報告を行う。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

教育研究活動は、前述の通り、教授会、大学院委員会等がその基盤となって運営している。教授会には、学長、副学長は必ず出席し、副学長が議長を務め、学長は学内最高決裁者として、学内意思決定の取りまとめ及び決定を行うと同時に、常任理事として理事会での決定事項、方向性の学内周知徹底及び調整を行う。

また、教授会には、大学からもう1名の常任理事である事務局長も必ず出席し、学長がリーダーシップを最大限発揮できるようサポートすると同時に、執行部会において教授会議案を精査し、教授会へ議案を提案する各種委員会を所管する各学部長、教務部長、学生部長も併せてサポートを行っている。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に係る意思決定は、十分に機能している。学長は法人決定及び建学の精神に従い、大学運営の責任者として、教授会、大学院委員会において2学部の意思統一を図り、教育研究活動を先導している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

（2）3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

最高意思決定機関である理事会には、寄附行為第5条により、大学から学長、事務局長、副学長、文学部長、社会福祉学部長、教務部長が理事として出席している。学長は大学の代表として、大学の動向や教授会での重要決定事項を説明し、必要に応じ事務局長、副学長以下が補足説明する。

さらに、3-2-①の項で述べた通り、月1回常任理事会を開催している。常任理事会は寄附行為第7条及び寄附行為施行規則第6条により、理事長の下、法人代表者3名、大学長、大学事務局長、中学高等学校校長の7名による常任理事で構成しており、ここでは理事長、設置各校代表者間で業務全般に係る重要案件を協議している。これにより、理事会議案を精査し円滑化を図ると同時に、理事者と各設置校のコミュニケーションを密に行うよう努めている。

大学内の意思決定は、教授会及び大学院委員会で行う。この他、教授会の下に各種委員会（1-3-④の項 表1-3-4参照）を設置し、当該部長が議長に、担当する事務局の課長が幹事となり、必要事項を検討している。

常任理事会で決定した内容は、3-1-②の項で述べた、毎週月・木曜日の週2回開催している執行部会及び週1回開催している定例ミーティングにて報告する。また、理事会・常任理事会・執行部会で決定した内容は、教員に対しては教授会や学部長・学科主任を通して各教員に伝え、事務職員に対しては定例ミーティングで伝達する。

逆に各学部・学科や各事務局での懸案事項や提案事項は、まず各種委員会に提出・検討の後、方向性を執行部会に上げる。これを受けて、執行部会で協議した後、教授会で検討・決定し、必要に応じて常任理事会、理事会に諮る。

この他、必要に応じ、理事会の下で専門委員会を設置することがある。直近では「花園学園改革推進委員会」を設け、平成24（2012）年11月9日付けで同委員会から理事長宛に「答申書」を出した。この答申書では、花園大学の教育体系の活性化が提案され、現在、その答申を受けて、今後のあり方を検討している。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-2-①の項で述べた通り、本学の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為により、法人幹部職員5名（うち4名は妙心寺要職者）、大学幹部教職員6名、高校幹部職員3名、中学校幹部職員3名、幼稚園長1名、評議員からの選任者1名、学識経験者2～4名の21～23名で構成し、併せて監事2名が出席している。法人及び教学からの提案事項については、活発な意見交換や協議を行い、法人と教学の相互チェックが有効に機能している。

また、同じく3-2-①の項で述べた常任理事会においても理事会同様、法人及び教学からの提案事項については、活発な意見交換や協議を行い、法人と教学の相互チェックが有効に機能している。

監事は、寄附行為により選任及び職務を規定している。監事は理事会に毎回出席し、職務を全うしている。

評議員会は、寄附行為により、法人幹部職員8名（うち7名は妙心寺要職者）、大学幹部教職員8名、高校幹部職員3名、中学校幹部職員3名、幼稚園長1名、妙心寺派宗議会議員及び妙心寺派宗務所長の中から各々2名、大学・高校・幼稚園の教職員（理事者以外）の中から3名、大学・高校卒業者で、年齢25年以上者から5～7名の43～47名で構成し、議題に対して活発な意見交換や協議を行い、理事会に上程して、相互チェックが有効に機能している。

その他、特徴としては、本学は2学部1キャンパスで教職員合計が100名を超える程度の小規模大学であり、相互にチェックをしやすい特性を備えている。このため、教職員お

互いの顔と氏名が完全に把握でき、校地面積も狭く往来が激しく、常に顔を合わせる状況にあり、忌憚なく意見を述べている。このことから、常に目が行き届く環境にある。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

リーダーシップは、発揮されている。まず、先に述べた「花園学園改革推進委員会」である。当該委員会が出した理事長宛の「答申書」に基づき、常任理事会内、執行部内で協議を重ね、その推進役として学長を初めとする理事者が当たる。特に入学定員割れの学科の再建にあたっては、喫緊の課題としている。

また、学長は教員に対しては教授会の場で理事会、常任理事会等の決定事項に基づき指示、訓示を行い、事務職員に対しては全事務職員が出席し年6回(4/1、7/31、9/1、12/24、1/8、3/31)開催する事務局会議で指示、訓示を行う。

ボトムアップとしての取組みでは、全学教学推進センターが中心となり、平成22(2010)年4月から教職員で構成する3つのワーキンググループ(FD推進カリキュラム開発・改善WG、学習支援・就職支援WG、教育活動評価・改善WG)を立ち上げ、大学改革のあり方に関して検討している。検討の結果、平成26(2014)年度からCDCを中心としたカリキュラム改編を行うこととしている。

また、3-4-①の項で述べた各種委員会の他、各学科単位での学科会議が、教員の意見をくみ上げる機能を果たしている。また、事務職員からの意見は、毎週木曜日を開催している定例ミーティングが意見をくみ上げる機能を果たしている。

本学は平成20(2008)、平成21(2009)年度の2年間をかけて、従来2学部5学科であった学部学科編成を2学部8学科に再編した。これは、大学教職員が一丸となり、改革案を立案し、上程した結果成し得たものである。

このように、リーダーシップとボトムアップが縦糸と横糸を織なし、チャレンジする花園大学として、改革を進めている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学生数、教職員数も少なく、コミュニケーションが非常に取りやすいメリットを活かし、理事長・学長が民主的リーダーシップを発揮している。今後も教職員のニーズや提案を把握し、大学改革に努めていく。その具体策として、以下の4点を挙げる。

- 1、執行部会の時間を長くし、教職員からの提案を吟味し、時には執行部会に教職員が参画し、学長を中心として大学のあり方を検討する時間を十分に持つ。
- 2、各学科、各課におけるミーティングを定期的に開催し、教職員のニーズ、提案が出しやすいようにする。
- 3、部長職は、日ごろ話し合う機会の少ない教職員と定期的に話し合う時間を持つ。
- 4、各学科・課程主任、課長職、部長職の責任と権限を強化し、各管理職が中心となって、情報を収集し、執行部で情報の共有・分析を行い、連合教授会で大学改革を推進していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

花園学園の事務組織は、花園大学事務組織図及び花園大学教育・研究組織図に示す通り、法人本部のもとに大学を設置し、そこに事務局を置き、必要な職員を配置している。各部局の役割、体制は、事務分掌規程及び業務規程に明記している。

教育研究を支援する事務体制は、主に教務部、入試部、学生部、就職部、情報システムセンターが学生の支援を行い、総務部が研究費等の教員の支援を行っている。また、平成21（2009）年9月には全学的な教育の質的充実を目的とした全学教学推進センターを設立し、大学におけるFDの機能を果たす役割を遂行している。それ以外には、図書館や人権教育研究センター、心理カウンセリングセンター等を設置している。大学事務局の事務職員は、専任事務職員30名、嘱託事務職員19名、パート職員41名、派遣職員9名で構成している。

大学事務局の職員の採用・昇任・異動の計画は、学長及び副学長、事務局長、総務部長、総務課長（幹事）で構成する事務職員人事委員会で策定し、各部署の業務量や職員の年齢バランス等を勘案しながら実施している。定期異動は4月または10月に実施する。職員の採用に関する規程は、花園大学就業規則、花園大学給与規程、事務職員人事委員会規程等があり、より具体的な取扱を定めたものとして事務職員採用内規がある。職員の採用は、これらの規程・内規に則り実施している。ただし、異動については特に規程の定めはないが、当人の経験年数、能力を勘案して事務職員人事委員会において決定している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人の事務組織は、理事長のもと、理事会と評議会を組織している。また、理事会のもとには、法人本部、大学事務局、中学高校事務室等の組織を配置し、教育組織と連携して業務の推進に当たっている。学校法人花園学園の理事21～23名は、寄附行為に従い、臨済宗妙心寺派要職者、大学教職員、中学高校教職員、法人本部、幼稚園等から選出している。理事長は、臨済宗妙心寺派宗務総長がこれに当たることとなっている。監事は2名で、うち1名は税理士がこれに当たっている。この監事とは別に、公認会計士が毎月本学の財務監査を行っている。学内理事のうち学長と事務局長は、常任理事として大学の管理運営の責任を負っている。

学園の理事会は、通常年3回（5月、11月、3月）定例理事会を開催し、その他必要に応じて臨時理事会を開催している。また、評議員会は、理事会と同日に開催し、予算、借入金、重要な資産の処分、予算外の新たな義務の負担、権利の放棄、合併等について決議機能を果たしている。

大学では、前述の通り、学長のもとに副学長、文学部長、社会福祉学部長、事務局長、教務部長、学生部長、総務部長の8名で大学執行部を編成し、毎週月・木曜日の2回定期会議を開催し、管理運営上の諸問題について協議・執行している。また、月1回以上教授会を開催し、その下部組織として1-3-④の通り、各種委員会を配置している。大学の事務組織は、業務規程によりその体制を定め、各セクションの所管業務は事務分掌規程に定めている。

理事会・教授会等の決定事項・伝達事項は、毎週木曜日に開催する事務局長を議長とし各部局代表者が出席する定期ミーティングにおいて伝えられ、さらに課長等出席者を通じて各職員に周知することとなっている。また、教授会の議事要旨は職員にはメールにて配信している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学における事務職員の研修体制は、OJTを中心実施している。本学には事務職員研修規程を定めており、日本私立大学協会で実施されている教務事務や就職・経理の能力技術力の向上を目指した研修会及び管理職研修会に、職員を参加させている。それ以外にも、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団、私学経営研究会等の研修にも、必要に応じて積極的に参加している。特に、本学の特徴として、佛教系大学が協賛して実施している「佛教系大学会議」や「京都地区佛教系大学経理研究会」等の研修にも定期的に参加させている。さらに新任の職員については「公益財団法人大学コンソーシアム京都」が実施する初任者対象の研修に参加させている。

大学内における職員全体を対象とする研修は、一人ひとりが建学の精神に立ち返ることを主眼としており、近年は理事長や学長の建学の精神を深める研修を行っている。また、本学は、従前からも人権についての意識を高め、それを実践していくことを重視してきた経緯もあり、人権に関する研修を必ず実施している。また、近年では多様化する学生対応への対処、情報収集を目的に、修学困難な学生への対応や就職活動の現状を知るための研修会を、外部講師を招いて開催し、資質・意識向上に努めている。

そして、職員の資質向上のための研修は、初任者研修、担当業務にかかる研修、管理職研修及び全体研修として位置づけ、それぞれについて一定の成果を上げている。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の組織編成は、大学事務局の事務分掌等、業務に基づき必要な職員を確保するため運営している。しかし、近年、大学事務局の業務は、以前にもまして多岐にわたりかつ高度な専門性が要求されるケースが増加してきている。例えば、教学面では発達障害を抱えた学生等コミュニケーションが取りにくい対応困難学生が増加していることにより、窓口対応にはこれまでにないコミュニケーション・スキルが求められ、管理面では労働に係る法改正への迅速な対処等、限られた人材の中でこれらの問題にどう対応していくかが今後

の課題ともなっている。

のことから、現在の研修体制では不十分なところも見受けられる。事務分掌の再編を含めた適切な人員配置と情報伝達、研修を通じたスキル向上に今後も取り組んでいく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、予算要求の受付時に消費収支における中長期シミュレーションを各部署の責任者に提示して、消費支出超過の抑制を促し、その後、予算折衝・予算決定と進めている。

今後も 18 歳人口の減少傾向をにらみながら財務運営を進めていく。具体的な中長期計画については「花園学園改革推進委員会」が平成 24 (2012) 年 11 月 9 日付で理事長に提出した、花園大学の教育体系活性化を提案した「答申書」に基づき、現在検討中である。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学部門における平成 24 (2012) 年度の貸借対照表財務比率によると、自己資金構成比率 96.1%、消費収支差額構成比率 11.9%、基本金比率 100.0%であり、自己資金の充実度は高いレベルで維持できている。加えて、流動比率は 1,239.6%であり、資産の蓄積も十分である。

また、負債割合については総負債比率 3.9%であり、平成 23 年度全国大学法人平均 13.1% を大きく下回っている。

よって、財務基盤は安定していると判断している。

一方、平成 24 (2012) 年度の消費収支における帰属収支差額比率は 2.7%であり、平成 23 年度全国大学法人平均 3.4%を下回っている。また、平成 24 (2012) 年度消費支出超過額が 5,902 万円であったが、今年度以降については、消費収入超過となるよう収支の管理を徹底していきたい。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

まず、大学における中長期計画を早急に策定する。その際、教育研究活動に支障が出ない範囲で消費支出超過の抑制に努めることを前提とする。また、学生生徒等納付金収入が減少傾向にあること、補助金収入や寄附金等の外部資金収入が少ないとから、収入増に向けた積極的な取組みを行うことで、収支バランスのはは正に努める。

3-7 会計

«3-7の視点»

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

予算編成は、常任理事のもとに編成された予算編成会議において予算編成方針を立案し、それに基づいて財務課長が担当業務における年間の業務計画とその予算計画を立案する。当該会議における予算調整、関係部署との調整の後、予算案を決定する。

予算成立後は、関係部課の責任者に決定額を通知し、予算の管理をさせている。なお、予算執行に際して予算の科目間流用は原則として認めていない。また、期中に新たな事業計画が発生した場合は、予算執行起案書の提出により、事務局長、学長、理事長の決裁をもって予備費の範囲内で増額補正を認めている。補正予算は年間2回編成し、決算との乖離がないようを行っている。いずれも常任理事会、評議員会、理事会で審議し、承認を得ている。よって、会計処理は適正に実施している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、部門毎に公認会計士による監査を月1回定期的に実施し、取引内容、会計帳簿書類、及び決算書類等の監査を受けている。また、監事として2名の非常勤監事を委嘱しており、評議員会・理事会に毎回出席し、学校法人の業務執行状況について監査報告を行っている。

会計年度終了後において、2ヶ月以内に決算案を報告し、監事監査、常任理事会、理事会、評議員会で承認を得、公認会計士による監査報告を受け、厳正に実施している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理及び会計監査の適正かつ厳正な実施により、特段大きな問題もなく進めているところではあるが、ここ数年、消費収支比率が100%を超える状況になっていることから、従前100万円以上の予算執行における事務局長・理事長決裁に加え、30万円を超える発注についても、事前に事務局長の許可を必要とする制度を導入し、予算執行についてより厳格化した。

[基準3の自己評価]

本学の経営及び管理については、大学としての使命・目的達成のために、関係法令をはじめ寄附行為、学則等の本学諸規程に則り適正に運営している。意思決定ルートは明確であり、理事会、教授会、各種委員会等、各部門が連携の上意思統一を図り、学長のリーダーシップの下、民主的に業務を遂行している。

環境保全、人権、安全への配慮面については、まず可能な点から取組み、さらに万一に備え、安全、安心して大学生活が送れるよう配慮している。

財務・会計は、自己資金の充実度が高いレベルで維持できており、財政基盤は安定している。予算編成、執行については、明確な予算編成方針の下、適正な審議、手続きを経て業務を遂行し、さらに厳正に監査を行っている。

以上のことから、関係法令に適合しており、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては基準3を満たしていると判断する。